

森林・林業再生総合対策

【9, 400百万円】

対策のポイント

間伐材の需要拡大に向けた取組等を推進することにより、林業の再生を図り、地域の雇用を拡大するとともに、地域経済を活性化します。

<背景／課題>

- ・疲弊した地域経済の雇用対策として森林・林業分野の活性化が必要です。
- ・新成長戦略に位置づけられている「森林・林業再生プラン」に基づき、林業を成長産業として再生するための対策を緊急に進める必要があります。

政策目標

10年後の木材自給率50%以上

<内容>

地域の創意工夫を活かした以下の取組に要する経費を支援します。

- ①公共建築物木材利用促進法の着実な推進のために行う、公共建築物等の木造・木質化、木製品等への地域材利用の促進
- ②産地が明らかな木材を住宅等に利用した場合の支援
- ③良好な景観の形成などを通じた里山再生への取組

補助率：定額（森林整備加速化・林業再生基金（平成21年度第1次補正予算で造成）を積増し）
事業実施主体：地方公共団体、森林組合、民間事業体等からなる協議会
※ 個別の事業の実施主体は、協議会のメンバーである林業事業体等となります。

お問い合わせ先：

事業全体	林野庁計画課	(03-6744-2300 (直))
①の事業	林野庁木材利用課	(03-6744-2297 (直))
②の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2295 (直))
③の事業	林野庁整備課	(03-3591-5893 (直))